

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 松地環第1-4号
令和7年1月23日

長野県知事

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社みのり建設 代表取締役 宮坂 典利 長野県諏訪郡富士見町富士見 11693 番地 7	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処分量の変更許可	
条例第42条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設 諏訪郡富士見町富士見字南原山 11686 番 1 ○中間処理施設(堆肥化施設) 諏訪郡富士見町富士見字南原山 11691 番 2、11692 番 1、11686 番 2、11686 番 3
	② 廃棄物の処理施設の種類	○施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設 ○中間処理施設(堆肥化施設)
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。) ○堆肥化する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。)、動植物性残さ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設 66 t/日(8.25 t/h:8時間稼働) ○中間処理施設(堆肥化施設) 22.79 t/日
	⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新 ○破砕する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。) ○堆肥化する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。)、動植物性残さ

		以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	特別管理産業廃棄物を除く。
申請の区分 (Ⅱ)		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第42条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	諏訪郡富士見町富士見字南原山 11686 番 1	
	② 廃棄物の処理施設の種類	施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設	
	③ 処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。) 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	66 t/日 (8.25 t/h : 8時間稼働)	
条例第42条	⑤ 対象周辺地域の範囲	諏訪郡富士見町南原山地区	
	⑥ 対象関係市町村長及び関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見町長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居住又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 	
	⑦ 見解書の閲覧場所、期間及び時間	(場所) 諏訪郡富士見町富士見 11693 番地 7 株式会社みのり建設事務室内 (期間) 事業計画協議終了まで(ただし、会社の休業日を除く) (時間) 午前9時から午後5時まで	
	⑧ 対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和6年11月29日(金)午後7時から (場所) 南原山集落センター(諏訪郡富士見町富士見 11576-2)	
関係図書 の縦覧	縦覧に供する場所	長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和7年1月24日(金)～令和7年2月25日(火) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第43条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	15号	提出期限 令和7年2月25日(火) 提出先 〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課

*「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。